

## 令和7年第9回女川町教育委員会会議録

1 招集月日	令和7年9月24日(水)
2 招集場所	女川町役場 3階 小会議室
3 出席委員等	1番 横井一彦 委員 2番 新福悦郎 委員 3番 中村たみ子 委員 4番 山内哲哉 委員 平塚 隆 教育長
4 欠席委員	なし
5 説明のため出席したもの	教育局 局長 新田 太 教育局 参事 佐藤 拓也 教育局 次長兼指導主事 佐々木 光春 教育局 次長 櫻井 政徳 教育局 教育指導員 坂本 忠厚
6 本委員会の書記	参事 佐藤 拓也
7 開 会	午前10時00分
	教育長 それでは、令和7年第9回女川町教育委員会を開会します。
8 会期の決定	教育長 会期は、本日1日限りといたします。
9 前回会議録の承認	教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。 既に配付されておりますが、委員の皆様方何かお気付きの点はありませんでしようか。 無いようですので、承認とさせていただきます。
10 会議録署名委員の指名	教育長 1番 横井一彦 委員 2番 新福悦郎 委員 よろしくお願いいいたします。
11 議 事	教育長 それでは、議事に入ります。
	はじめに、議案第14号「女川町教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。 書記に議案を朗読させます。 (議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 それでは私から、議案第14号「女川町教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日から施行されることに伴い、宮城県職員の育児休業等に関する条例等の一部が改正される予定であり、令和7年10月1日に施行されることにより、本町教育委員会の規則においても、法律の改正及び宮城県条例の改正に合わせ、所要の改正を行うものです。

これまでの部分休業は、勤務時間の始めまたは終わりに限り、30分単位で2時間を超えない範囲で取得可能でしたが、改正宮城県条例では、「第1号部分休業」及び「第2号部分休業」に分けたうえで、「第1号部分休業」は、勤務時間内に30分単位で2時間を超えない範囲で取得可能となり、「第2号部分休業」においては、年度ごとに、常勤職員は合計77時間30分、非常勤職員は、1日あたりの勤務時間に10を乗じて得た時間を限度として取得可能となります。また、1時間単位から1日までの範囲で取得可能となります。

申請者はどちらか一方を選択することとしており、特別な事情がある場合は、申し出た形態の変更を可能としております。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明申し上げますので、参考資料1－1をご覧願います。

右側が現行、左側が改正案でございます。

第2条の部分休業の承認の請求手続について、宮城県条例において、部分休業の形態を2種類に増やした改正を施行することに伴い、第1項においては、「第1号部分休業」についての請求手続に改正し、また、提出期限も、現行の部分休業を始めようとする日の「1月前」からを、第1号部分休業の承認を請求しようとするときは、「あらかじめ」と改正するものです。

「あらかじめ」については、人事院運用通知において「あらかじめ提出」と規定されており、また、制度の柔軟性向上のため、このような表現の改正としております。

第2条第2項においては、現行では、部分休業の承認の可否を決定し職員に対して通知する条文ですが、前述の部分休業の形態が2種類となったことから、「第1号部分休業」についての可否及び通知に改正するものです。

第2条第3項については、現行では、部分休業の請求に対し、

証明書類の提出を求めることができる条文となっておりましたが、こちらも、部分休業が2形態となったことから、第1項及び第2項における「第1号部分休業」に関する語句を、「第2号部分休業」を選択した場合には、「第2号部分休業」に関する語句に読み替えることができる規定に改正するものです。

次に、申し出た形態を変更する場合は、証明書類の提出を求めることができるとし、第2条第4項としております。

「第1号部分休業」及び「第2号部分休業」の請求について、その事由を確認する場合は、証明書類の提出を求めることができるものとし、第2条第5項としております。

第3条第2項においては、前条の改正に伴う引用条項の改正を行うものです。

最後に、参考資料1－2のとおり、「部分休業承認請求書」の様式第1号を様式第1号の1に改正し、参考資料1－3のとおり、様式第1号の2を追加するものです。

議案に戻っていただき、附則といたしまして、改正後の規則は、令和7年10月1日から施行し、法律の公布日から法律施行日までの経過措置を追加いたします。

以上、議案第14号「女川町教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。  
それでは、ただ今の議案説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第14号は承認されました。

続きまして、議案第15号「女川町教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第15号「女川町教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」の内容をご説明申し上げます。

今回の改正案は、準則する地方教育行政の組織及び運営に関する

## 12 報告事項

教育長 次に、6番「報告事項」に入らせていただきます。  
はじめに、私から報告いたします。  
皆様、改めまして、おはようございます。  
今年の夏も暑くて、ようやく主役の座を明け渡したかなと。日  
が沈むのが本当に早くなっています。朝晩の寒さにやっと秋  
が来たなと感じています。  
私だけの感覚なのかもしれないのですが、今年の「虫の音」、す

教育長

る法律において引用する条項にそれが生じておりましたので、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料2をご覧願います。

右側が現行、左側が改正案でございます。

第1条の趣旨について、条文中「第27条」を「第26条」に改正するものです。

議案に戻っていただき、附則といたしまして、改正後の要綱は、令和7年10月1日から施行するものといたします。

以上、議案第15号「女川町教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただ今の議案説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、議案第15号は承認されました。

続きまして、議案第16号「女川町文化財保護委員の委嘱について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長

議案第16号は、人事に関する事案ですので、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

暫時休憩します。

(秘密会)

教育長

休憩前の議事を再開します。

議事は、以上です。

ごくないですか。皆さんどうでしょうか。私だけの感覚なのかな。毎年だよと言われると何も言えないんですけど、8月の中旬、お盆過ぎあたりから、すごいなと。夕方になるとセミと競い合うように鳴き始める。コオロギなのか何か定かではないんですけど、虫たちの大合唱というんですか。あれだけの音量を聞いたのは私も人生で初めてかなと。海の世界だけではなくて、虫の世界にもいろいろ変化が出てきているのかなと。見たことがないような、聞いたことがないような虫も現れているのかなとちょっと思っているところです。

皆様のご自宅の周辺はどうでしょうか。

横井委員

教育長

横井委員

教育長

やはり同じに感じます。

感じますよね。

ちょっと暑いので、どうしても開けっ放しにしていて、閉めに行くと、おっしゃるように、このボリュームでこれだけ鳴いていたかなというぐらい。

早いもので来週から10月だなと。今年も1月から始まって9ヶ月経つんですよね。何をやってきたかなと思っているところですが、学校教育も、これまでの成果、真価が問われる時期を迎えます。普段の授業、生活をこれまで以上に大切にしてもらいたいながら、我々も大切にしながら、充実の秋に向けて教育活動を頑張ってまいりたいと。これは私自身も思っているところであります。

それでは、レジュメに沿ってお話をさせていただきたいと思います。

まず、学校関係です。

9月1日（月）、宮城教育大学の前田先生をお招きして、全職員を対象に「女川町における小中一貫教育の更なる充実」というテーマで研修会を実施しました。

明日25日（木）には、プレの研究授業。それを受けける形で、石巻専修大学の奥山先生と学力向上指導員の佐藤崇先生を講師に、協働的な学びに関わる研修会を実施する予定となっています。

11月7日（金）の自主公開についての二次案内を含めて、進捗状況については、あとで担当から報告をさせていただきたいと思っています。

9月3日（水）の午後から5日（金）まで、小学校第1学年で急に新型コロナウイルスに感染した児童が多く出たため、学級閉鎖を行いました。

おかげさまで、他学年への広がりが見られず安心したのですが、

と申しますのも実は、9月は小・中学校の宿泊等体験学習期間ということで、4日（木）の小学校第5学年の松島合宿から始まって、中学校の修学旅行、小学校の修学旅行と続いていきました。小・中学校ともに、他学年においても、遠足、体験活動等、今年も、大きな事故やトラブルも無く、収穫の多い活動となつてているようあります。

9月20日（土）と9月21日（日）の2日間、石巻地区の新人大会が開催されました。

酷暑の影響であまり充実した練習とはならなかつたのだろうと思いつつ、女川町で開催されましたバドミントン、そして柔道を中心に、局長と分担しながら応援に行ってきました。

主な結果ですが、剣道の男子個人1年生の部で優勝、同じく剣道の女子個人1年生の部で優勝、バドミントン部の女子個人シングルスが優勝、2位も女川中学校だったと思います。

サッカーですが、1人しかいないので合同チームだったのですが、第3位です。

野球部についても、1年生3人ですが、今日試合をしています。1回戦、万石浦中学校、渡波中学校と合同チームで、試合はなかなか厳しいのかもしれないけれども、応援等で一生懸命頑張っているという状況かと思います。

でも、よく頑張っているなということを感じた2日間ありました。

会議、研修、教育委員会関係では、9月7日（日）に石巻かほく杯争奪柔道大会が開催されまして、県内から選手、保護者、関係者、たくさんの方々が集まって大盛況でした。

女川スポーツ少年団からも2名の小学生たちが出場していました。

9月3日（水）から10日（水）まで女川町議会9月定例会が開催されました。

一般質問につきましては、6人の議員から12件の質問。当局分については、2件の質問があつて答弁をしました。詳細については、あとで局長から報告があると思います。

9月議会は前年度の決算審査も行われるということもあって、なかなか忙しい日々を過ごさせてもらいました。

9月13日（土）には、女川町の敬老会があつて参加してきました。

今年、77歳になられる方々を含めて1,282名が対象ということで、そのうち約200人近くの方々が参加なさっていました。

余興で行われた獅子振りや演歌歌手の歌に合わせて興じるお姿を拝見しても、逆に皆さんから元気をいただいた会となりました。本当にお若く、バリバリでございました。

9月19日（金）、恒例の秋の交通安全運動出動式に参加してきました。

第四保育所の年長さんたちも元気に参加していたのですが、会が終わったあとに、今年も、婦人会の皆様から小学校1年生にということで交通安全のお守りを頂戴いたしまして、学校に届けさせてもらいました。

その他については、2点です。

まず、総合体育館等の指定管理を行ってもらっている女川町スポーツコンソーシアムについて。

今年で3年目を迎えているのですが、導入する際に議会から付帯決議という形で承認をいただいたことは、委員の皆様もご存知かと思います。

5年の契約ではあるのですが、3年目を迎えて今年、議会で特別委員会を設置して、担当である教育局、コンソーシアムを組織している会社等からのヒアリングを行いたいという旨の通知がありました。肃々とその辺については対応してまいりたいと思っているところであります。

2点目、本年度の第1回目の総合教育会議、町長を交えての会議ですが、10月22日（水）の午前中に実施する予定としております。

町長を交えての協議となりますので、協議内容につきましては、あとで説明させていただきます。11月の自主公開について。もう一つが、来年町制施行100周年を迎えますので、教育局として予定している事業等について協議できればいいなと思っているところであります。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。女川小学校・女川中学校の主な行事予定を含めて、学校から上がってきたものについて、詳しいことについては後ほど協議会の中でお話をさせていただきたいと思います。

結びになりますが、早いもので来月から10月です。

10月は、大きな行事として、小・中学校の学芸会、文化祭が開催されます。本格的な練習はこれからだらうと思っているのですが、とにかく一生懸命な姿で、感動を保護者のみならず、地域の方々に届けてほしいと思っています。

また、先程来申し上げております11月7日の公開がいよいよ間近に迫ってきました。その準備も怠りなく進めてまいりたいと

教育局長

思っているところであります。

実りの秋、充実の秋となるよう、我々も学校そして子供たちの学びを応援していきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

続いて、教育局長から報告をお願いします。

それでは私から、まず、学校教育関連からご報告させていただきます。

今後の実施予定です。

9月26日（金）、いじめ問題対策連絡協議会を教育局の応接室にて行います。

9月30日（火）ですが、心身障害児就学指導委員会を3階会議室において行います。

10月2日（木）、先程ご紹介にありました、新福委員の教育委員の辞令交付式を午前9時30分から町長応接室にて行います。

10月6日（月）、管内の教育長会議を石巻合同庁舎にて行われます。

10月9日（木）午後4時から2階会議室において給食運営審議会を開催いたします。

10月22日（水）、総合教育会議を午前10時から3階小会議室で行いたいと思います。

9月の定例会の開催結果についてご報告させていただきます。

まず、一般質問。当局所掌分については、まず、隅田議員から「猛暑の中での暮らし」ということで、屋外活動で熱中症防止として、ミストファンやミストシャワーの設置が有効と考えます。常設や移動式を問わず導入の見解はということで、本局のほかに、イベント、例えば保育所の設置はどうですかということで、私からは、小・中学校、運動場についてお答えさせていただきました。

小学校については、既にミストファンが設置済みですので、運動場につきましては、これまでの対策を継続し、設置の計画はありませんということをお答えさせていただきました。

ただ、施設において、野球場においては、エアコンがありませんので、設置を今年度検討していくと答弁しております。

阿部律子議員からは「給付型を含めた奨学金拡充制度を」ということで、町独自で屋根貸し等による収益を活用して、一部給付型の奨学金制度の拡充を図ってはというご質問でした。

新たに収益事業、短期間で安定的な収益を生む事業はなかなか

難しいというようなお答えをさせていただきまして、今後も貸与型を継続していくとお答弁しております。

2問目においては、町内に就職した場合、奨学金の一部を減免する制度を検討してはという質問に対して、定住、雇用安定等の施策となると、大変重要であるということをお答えさせていただきまして、関係課と情報共有を行っていくと答弁しております。

議案は13件、報告は2件ございました。

所管分につきましては、令和6年度女川町一般会計補正予算において、すばらしいおながわを創る協議会補助金90万円を増額しております。

これは、女川商工事業協同組合が指定寄附を行いました。商工事業協同組合では、女川町の特に産業区のエリア、駅前の周辺、それから海岸広場周辺を花で飾ってほしいということで、すばらしいおながわを創る協議会で実施している「花いっぱい運動」に賛同し、寄附をしたいと。指定寄附でしたので、それを受けたの90万円の増となっております。

また、学校給食費修繕料54万4,000円を増額しておりますが、これは、共同調理場の排気ファンのファンベルトの部分が故障いたしましたので、その部分を修繕する修繕料を増額しております。

また、教育委員の任命について同意を求めることがありますについては、新福悦郎委員の再任を、同意していただきました。

令和6年度の決算審査特別委員会については、委員長を高野晃議員、副委員長を鈴木公義議員において行われました。

令和6年度女川町一般会計ほか各種特別会計決算について、認定という形で行われております。

常任委員会の閉会中の継続調査についてですが、現委員が11月12日までとなるため、今回は無しということになっております。生涯学習関係です。

まず、生涯学習事業について。

家読推進事業、10月11日（土）、読み聞かせの研修を行っていきます。

女川町協働教育プラットフォーム事業においては、今後は、9月29日（月）、30日（火）、10月3日（金）、8日（水）に事業を行っていく予定です。

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業、子どもの放課後居場所づくり事業においては、9月4日（木）、東京音楽

	<p>大学付属高等学校の皆様が来町されまして、小学生児童と交流、それからコンサートを実施していただきました。</p> <p>続いて、体育振興事業になります。</p> <p>9月のイベントですが、上から4つ目、地区対抗ペタンク大会が27日（土）午前8時30分から庭球場で行われます。各行政区から45チームの参加があります。</p> <p>東北社会人サッカーリーグ1部、コバルトーレ女川ですけれども、残り2試合を残して、既に優勝が決定しております。</p> <p>9月28日（日）にホーム最終戦があり、その際、優勝のセレモニーがあるということですので、お時間のある方はご観覧になっていただきたいと思います。</p> <p>指定管理に係る付帯決議検討委員会が9月26日（金）午前9時30分から行われます。</p> <p>以上となります。</p>
教育長	<p>報告は以上となります、委員の皆様方から、ただ今の報告事項についてご質問、ご意見等ございましたらお願ひします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
教育長	それでは、報告事項については、以上とさせていただきます。
13 そ の 他	
教育長	<p>それでは、7番「その他」に入ります。</p> <p>何かその他で報告等ございますか。</p> <p>なければ、「その他」については、よろしいでしょうか</p> <p>（「はい」の声あり）</p>
教育長	それでは、再来月の日程を組ませていただきます。
	[11月26日（水）午前10時からということで調整]
教育長	それでは、11月の教育委員会は、11月26日水曜日午前10時からということで、組ませていただきます。
	ほかにございませんか。
	なければ、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。
	ありがとうございました。
14 閉　　会	午前10時30分
15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。	<p>議案第14号「女川町教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則の制定について」（承認）</p> <p>議案第15号「女川町教育委員会に属する県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則の制定について」（承認）</p>

議案第 16 号 「女川町文化財保護委員の委嘱について」（承認）

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

参事 佐藤 拓也

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和 7 年 10 月 28 日

会議録署名委員

1 番委員

横井一彦

2 番委員

新福悦郎